

## 火気器具を使用するイベントの

主催者・出店者・関係者の皆さんへ

# イベントでの火災予防対策を お願いします

昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、イベントでの火気器具の使用に際して、「消火器の準備」などを義務とするよう市火災予防条例を改正し、8月1日から施行します(一部7月1日施行)。

## 祭礼・緑日・花火大会・展示

会など、多くの人が集まる催しで、コンロやストーブ・発電機など、燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具(火気器具)を使用する際の火災予防上の義務は次の通りです。

### 1 消火器の準備

消火器は、原則火気器具を使用する人が準備しなければなりません。なお、火気器具などの使用実態(火力など)に応じて、複数の者が共同で準備することも可能です。

### 2 露店などの開設届け出

届け出は、原則、露店などを開設する人が行わなければなりません。

なお、催しの主催者や露店

などを統括する人が取りまとめて届け出ることと可能です。届け出先は管轄の消防署・分署となります。

### 3 指定催しの指定(7月1日施行)

屋外での催しのうち、大規模で、火災が発生した場合に、人命や財産に特に重大な被害を及ぼす恐れのあるものを消防長が指定します。指定した場合は、主催者へ通知するとともに、市庁などで公示し市民の皆さんにお知らせします。

なお、指定された催しの主催者は、次のことを行う必要があります。

▽防火担当者を選任する。

▽防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を

作成させ、その計画に基づき業務を行わせる。

## 火気器具などを使用する際の 主なチェックポイント

### ① ガスコンロ使用時

- 使用中は、その場を離れない。
- 不燃材料の台上で使用する。
- 振動や衝撃で容易に転倒、または落下する恐れのないよう据え付ける。
- 始業前および終業時には点検を行う。

### ② プロパンガス使用時

- 直射日光の当たる場所や火気の近くに置かない。
- 平らな場所に置き、倒れないようにする。
- ゴムホースはひび割れなど劣化がないか点検し、接続部はバンドなどで確実に締め付ける。
- 使用しないガス栓にはゴムキャップを付けておく。
- 始業前および終業後には点検を行う。

### ③ 発電機使用時

- 周りに可燃物や危険物を置かない。
- エンジンを稼働したまま給油しない。
- 給油する時は風通しが良く、可燃性の蒸気が滞留する恐れのない場所で行う。
- 長時間使用する場合は適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意する。
- 始業前および終業後には点検を行う。

### ④ ガソリン容器使用時

- 消防法令に適合した容器を使いキャップを確実に閉める。
- 直射日光の当たる場所や火気の近くに置かない。
- キャップを開ける前には、圧力調整弁を操作して圧力を抜く。

### ⑤ その他

- ガソリン容器・コンロ・発電機などを使用する際は、取扱説明書の安全事項を必ず守る。
- くわえタバコでの給油はしない。
- 緊急時に備えて、避難誘導などの役割分担や連絡体制を決めておく。
- 消火器を準備するとともに、避難経路を確保する。

## 露店開設時の 注意事項

